

第 45 回 議会改革推進特別委員会

令和 7 年 1 月 14 日 (火)
9 時 30 分 ~ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
- 【議長団・委員外議員】
- 【事務局】 下間局長、松井次長、小寺書記
-

議題

- 1 議会による事務事業評価について
 - (1) 議長への報告内容確認 (第 9 回報告)

- 2 政策討論会のあり方について
 - (1) 開催の仕組みづくり

- 3 その他
 - (1) 新たな議会改革に関する検討項目について

議会改革に関する検討結果

第9回報告書

令和7年1月

議会改革推進特別委員会

令和7年1月14日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第9回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】議会による事務事業評価について

議会の事務事業評価と決算審査を次年度の予算編成に生かすことにより、議会の監視機能を強化し、課題の共有と事務事業の改善（適正化・効率化）を図ることを目的として「議会による事務事業評価」を導入することとする（令和7年3月定例会議から開始）。

1年を通じて、3常任委員会による所管事務調査を行いながら評価し、決算と当初予算を連動的にとらえ審議する。また、事務事業評価シートを全議員が記入することにより対象の事業を可視化し、市民への説明責任を果たすことにもつなげ、各議員による事務事業評価実施後には、作成した議会評価意見書を市へ議案として提出することにより、議会の意思を表明することとする。

なお、実施に向けては、必要に応じて執行部との協議や議会運営委員会等での検討を重ねながら進めることとする。

*** 実施の流れは別紙のとおり**

以上

議会による事務事業評価の本格実施

1 本格実施の流れ（予算決算委員会想定）

時期	会議等	実施内容
令和7年 2月上旬 (2/7)	全員協議会 (3月定例会議前)	3 常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）による事務事業評価実施事業選出の事前周知 ※令和6年度に実施した事業の中から選出 ※選出する評価事業数は各委員会3件（計9件）
2月～3月	3 常任委員会	評価事業選出の協議 ※下記予算決算委員会開催前までに協議を終了
3月中旬 (3/13)	予算決算委員会 (予算審査終了後)	3 常任委員会の委員長が各委員会で選出した3 評価事業を報告し、全議員で確認の上、評価事業9 件を正式に決定
3月下旬	-	決定した9 事業について議長から市に通知し「浜田市事務事業評価シート別紙1」の提出を依頼
4月～8月	3 常任委員会	担当課から提出されたシートを基に、評価実施に向け、適宜所管事務調査（関係者意見聴取、先進地視察等）を行う
8月下旬 (9/1)	-	決算審査に関する資料閲覧要求は、これまでどおり各議員が必要に応じて行う （最終的な要求は議会の検査権の委任を受けた予算決算委員会で決定する）
9月中旬 (9/18-24)	予算決算委員会 (決算審査)	各議員による事前通告に基づく質疑・採決（所管事務調査等を参考に質疑により深掘り） （各審査日に「議員事務事業評価シート別紙2」を全議員が記入しその日のうちに提出）
9月下旬 (-9/26)	3 常任委員会	3 常任委員会は適宜委員会を開催し、「議会評価意見書別紙3」を作成する（予算決算委員会（審査のまとめ）開催日の正午までに）
9月下旬 (9/26)	予算決算委員会 (審査のまとめ)	13時から開議 全議員で3 常任委員会が作成した議会評価意見書を確認し、文言調整の上、評価意見書を仕上げ、 完成後は議案として本会議に上程 ※令和5年度決算審査での附帯決議参考別紙4
9月下旬	本会議	委員会提案（もしくは議員提案）で事務事業評価実施結果に係る議案を提案
令和8年 2月	全員協議会 (3月定例会議初日)	実施した事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける

※ 本格実施の流れ（全員協議会想定）

時期	会議等	実施内容
令和7年 2月上旬 (2/7)	全員協議会 (3月定例会議前)	3 常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）による事務事業評価実施事業選出の事前周知 ※令和6年度に実施した事業の中から選出 ※選出する評価事業数は各委員会3件（計9件）
2月～3月	3 常任委員会	評価事業選出の協議 ※下記予算決算委員会開催前までに協議を終了
3月中旬 (3/18)	全員協議会 (3月定例会議最終日)	3 常任委員会の委員長が各委員会で選出した3 評価事業を報告し、全議員で確認の上、評価事業9 件を正式に決定
3月下旬	-	決定した9 事業について議長から市に通知し「浜田市事務事業評価シート別紙1」の提出を依頼
4月～8月	3 常任委員会	担当課から提出されたシートを基に、評価実施に向け、適宜所管事務調査（関係者意見聴取、先進地視察等）を行う
8月下旬 (9/1)	-	決算審査に関する資料閲覧要求は、これまでどおり各議員が必要に応じて行う （最終的な要求は議会の検査権の委任を受けた予算決算委員会で決定する）
9月中旬 (9/18-24)	予算決算委員会 (決算審査)	各議員による事前通告に基づく質疑・採決（所管事務調査等を参考に質疑により深掘り） （各審査日に「議員事務事業評価シート別紙2」を全議員が記入しその日のうちに提出） ※決算認定に対する附帯決議は従来どおり予算決算委員会で協議
9月下旬 (-9/26)	3 常任委員会	3 常任委員会は適宜委員会を開催し、「議会評価意見書別紙3」を作成する（予算決算委員会（審査のまとめ）開催日の正午までに）
9月下旬 (9/26)	全員協議会	13時から開議 全議員で3 常任委員会が作成した議会評価意見書を確認し、文言調整の上、評価意見書を仕上げ、 完成後は議案として本会議に上程 ※令和5年度決算審査での附帯決議参考別紙4
9月下旬 (9/29)	本会議	議員提案（提案者：総務文教委員長、賛同者：福祉環境委員長及び産業建設委員長）で事務事業評価実施結果に係る議案を提案
令和8年 2月	全員協議会 (3月定例会議初日)	実施した事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける

2 主なポイント

- (1) 議会の事務事業評価と決算審査を次年度の予算編成に生かすことにより、議会の監視機能を強化し、課題の共有と事務事業の改善（適正化・効率化）が図られることを目的とする
また、評価シートの作成により事業を可視化し、市民への説明責任を果たすこともつなげる
- (2) 事業選出の視点は、①改善により市民福祉の向上に寄与することが見込まれる事業、②3 常任委員会が取組課題として調査（所管事務調査）している内容に関わる事業、③3 常任委員会で注目している事業、など
- (3) 選定した事業の担当課には「浜田市事務事業評価シート」の提出を依頼（別紙1参照）
- (4) 9月18日～24日の予算決算委員会の各所管の決算審査終了後、議員は「議員事務事業評価シート」を、所管3事業分を当日中に記入し提出（別紙2参照）
- (5) 3常任委員会は9月26日の正午までに「議会評価意見書」を作成（別紙3参照）
- (6) 完成した評価意見書は**議案（附帯決議案や決議案など）**として本会議に上程し、市に対し議会の意思を表明（別紙4参照）
- (7) 9月に評価を行った後、翌年3月定例会議初日の全員協議会にて、市から対応状況の報告を受ける（この際、質疑は受けず、質疑は当初予算審査にて行う）

3 評価の際に注目すべき視点

ア 市民ニーズ

- ・市民ニーズをどのように把握し、どのように捉えているか

イ 市民参加、協働の有無

- ・どのような市民参加、協働が図られているか

ウ 市が実施する必要性

- ・市実施及び外部委託等の検討状況はどうか

エ 費用に見合った効果

- ・決算額の状況による効果の評価はどうか
- ・決算額の増減はどうか

オ 目標の達成状況、**全体予算のバランス**

- ・目標の達成状況をどのように捉え、今後の**事業内容や予算規模**（拡大・縮小等）をどのように考えているか

別紙 1

浜田市事務事業評価シート（令和6年度実施事業）

■事業の位置づけ（基本事項）		担当課 係	
事務事業名		事業予算費目（ 会計 ）	
総合計画上の位置付け	大綱	款	
	施策大綱	項	
	基本目標	目	
	主要施策	事業	

■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的		事業の内容	
市民ニーズの把握状況		市民参加・協働の有無 その内容	

■事務事業の業績・推移（D0）

目標と実績	設定した目標		目標/実績 R5	目標/実績 R6	目標 R7	目標 R8
	設定した理由・背景	目標				
		実績				
		R5年度決算	R6年度決算	R7年度予算	市民1人当たりのコスト	
事業費	総事業費	0	0	0	R5	0
	国県支出金				R6	0
	地方債				各年度4月1日時点の人口	
	利用者負担・その他				R5	50,129
	一般財源				R6	49,096

■評価（CHECK）

事業の方向性	拡充	縮小して継続	判定理由
	改善・効率化し継続	休止・廃止	
	現状のまま継続	完了	
予算の方向性	拡充	縮小して継続	判定理由
	改善・効率化し継続	休止・廃止	
	現状のまま継続	完了	

■改善・効率化の方向性（ACTION）

今後の課題	
令和7年度執行に向けた改善点	

事業名を記入

事業名		
議会評価	事業内容：	予算規模：
【評価理由】		
【市への意見・提案】		

現状維持、拡充、縮小等を記入

評価理由と市への意見・提案内容を分けて記入

※このサンプルは試行で作成した評価意見書の文言をそのまま落とし込んだものです。あくまでもイメージで、実際に議案(附帯決議案や決議案など)を作成する際は、盛り込む内容を協議し決定します。

別紙 4

令和5年度決算認定に対する附帯決議

令和5年度の決算認定に当たり、「認定第1号 令和5年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について」に対し、**決算審査全体を通して、また、議会による事務事業評価を実施した結果、令和7年度の執行に当たっては、下記の事項に配慮して取り組まれるよう要望する。**

記

1 事業名と事業内容の乖離の改善について

事業名と事業内容に乖離のある事業が見受けられる。現状の課題解決につながる事業目標を設定し、事業の内容を的確に捉えた事業名となるよう見直されたい。

2 的確な目標設定を踏まえた事業構築の徹底について

「事業構築を行う上での目標設定の徹底について注意喚起を図っている」との報告を受けているが、事業の正確な現状把握に努め、さらなる精査を行い、設定した目標が達成できるよう努められたい。

また、事業内容に類似点が見受けられる事業が散見されるため、類似事業を整理し、効率的かつ効果的な事業執行に努められたい。

3 見守り移動販売支援事業について

事業内容は【要改善】、予算規模は【拡充】すべきと評価する。

高齢化が進展し、予約型乗合タクシー、あいのりタクシーの交通確保が進められているが、独居高齢者などの買い物弱者があり、それを支援するこの事業は必要である。さらに拡充する必要があるが、事業の効率性、補助額の金額の検証が必要である。

執行部におかれては、協働のまちづくりを進めており、地域での支え合いづくりは重要であり、この事業の地域の受け入れ体制、地域の主体などの体制整備を確立されたい。また、事業者の状況や意向確認を実施し、必要であれば予算の拡充が必要である。

4 医師確保対策事業について

事業内容は【要改善】、予算規模は【拡充】すべきと評価する。

精査が必要な点が見受けられるものの、事業目的である総合診療医の獲得・育成は重要であることから、当該事業は継続して行う必要があると考える。また、成果につながるためには、新たな取組にもチャレンジできる予算も必要ではないか。加えて、短期的な成果が出にくいこともあり、長期的な取組として位置付けられたい。なお、診療科の偏在があり、総合診療医に限らず、全体的な医師確保・育成には別事業とも整理して取り組まれたい。

市に対し、以下の4点を提案する。

(1) 補助金額の見直し

参加者の居住地などを精査し、実態に即した補助額の検討が必要

(2) 情報発信の改善

ウェブなどに掲載されている情報の精査に加えて、パンフレットの配布方法を含めた情報発信方法の改善が必要

(3) 新たなプログラム開発の必要性

浜田市で研修したい（働きたい）と思われるようなプログラムへの見直し及び新規プログラム開発へのチャレンジ

(4) 事業名の変更

「医師確保対策事業」から「総合診療医獲得育成事業」へ変更

5 担い手等育成支援事業について

事業内容は【要改善】、予算規模は【拡充】すべきと評価する。

小規模農家への支援が不足している。他の類似事業と重なる部分があり、構成を考える必要がある。地域計画書の作成が遅れている。以上3点が当該現事業から見出せない。

そのため、他事業（国・県・市）において農家が活用しやすくすべく窓口の一本化を図るべきである。また、農業経営継続を図るため、地域計画の早期作成が望まれる。そして、認定農業者への支援に併せて、農業法人などの組織団体の育成においても結成・支援を図るべきである。

以上、決議する。

令和6年9月30日

浜 田 市 議 会

政策討論会のあり方について

1. 議会基本条例における規定

(政策討論会)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(議員の活動原則)

第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

2. 政策討論会開催の流れの再確認

次ページのフロー

3 今後の活用と課題

- ①実績としては、令和元年8月の3常任委員会からの議題提案による開催のみ
- ②現在も3常任委員会では、取組課題として所管事務調査を実施し、各委員会から市長へ提言書を提出している
- ③委員会としての提言を議会全体としての提言とするために、「政策討論会」を活用
 - 提言書完成前に政策討論会を開催
 - 多様な考えや意見を持つ議員が十分議論し、お互いに理解を深めながら、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るというプロセスの意識付け
- ④委員会だけでなく、議員個人や、会派、議員連盟でも議題提案書を出すことは可能
少数議員による提言や政策立案を議会全体としてのものにするために、「政策討論会」を活用
 - 提言書や政策立案完成前に政策討論会を開催
 - 多様な考えや意見を持つ議員が十分議論し、お互いに理解を深めながら、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るというプロセスの意識付け
- ⑤討論結果等の活用の再確認
 1. 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
 2. 執行機関への政策提言
 3. その他議会における政策形成への反映
- ⑥現在の規程自体に課題があるならば、見直しも可能

政策討論会幹事会・政策討論会のフロー

